

## 平成23年2月21日全員協議会 市長説明

本日は、3月市議会前の大変お忙しい中、全員協議会を開催いただき、新庁舎建設問題についてご説明する機会をいただいたことを厚くお礼申し上げます。

新庁舎の建設は、合併後の越前市の重要課題であり、この5年余りの間、市議会においても様々なご意見をいただき、私の考えも申し上げてまいりました。

特に、現庁舎の機能維持に関しては、本年1月の臨時議会前の全員説明会において、中間報告として3案をお示しさせていただきました。

しかし、現庁舎の機能維持に関し、市議会において議論を深めていただくためにも、新庁舎の建設時期をある程度明確にしなければならぬとの思いから、

3月市議会前の全員説明会で私の考え方をご説明したいと考え、庁内において検討を進めてまいりました。

ところが、1月末に庁舎建設に係る起債制度が平成23年度から変更されるという情報を総務省から得たため、制度変更の概要を確認し、変更に伴う影響等を分析したところ、より具体的かつ根本的な議論をしていただくための複数のケースを検討する必要性が生じたことから、去る17日の全員説明会には残念ながら間に合わず、

本日の全員協議会の開催をお願いした次第であります。

それでは、お手元の資料に基づき早速、説明をさせていただきます。

## 1・新庁舎建設における現状

新庁舎の建設につきましては、合併協定内容を踏まえ、健全財政を基本に、新庁舎の建設に向けて計画的に基金を積み立てており、平成 22 年度末の基金残高は 3 月補正予算計上分も含め、15.1 億円となっています。

## 2・起債制度変更の概要

こうした中、今回、総務省より示された起債制度の変更によって、面積及び単価に基づく標準的な事業費の取扱いが平成 23 年度から廃止されることとなりました。

その結果、3 ページの資料 1 のイメージ図の通り、平成 18 年の「新庁舎建設検討報告書」では、平方メートル当たり 40 万円の想定建設単価に対して、平方メートル当たり 22 万円の標準単価までが起債対象事業費であったため、合併特例債（充当率 95%）を活用しても、庁舎本体の事業費（64 億円）の 1 / 2 程度しか合併特例債を充当できませんでした。

しかし、今回の制度改正によって、事業費全体に合併特例債を活用できることになり、庁舎本体の建設に要する一般財源は 30.5 億円から 3.2 億円に大きく減少し、財政的に非常に有利な状況となっ

てまいります。

他方で、合併特例債の発行期限（平成 27 年度）までは残り 5 年間となっていることから、発行期限までに新庁舎の建設が可能か否か、また、そのための条件や課題は何か、早急に検討を行ったところであります。

### 3・検討結果の概要

その結果、合併特例債を活用する場合は、4 ページの資料 2 のスケジュール表の通り、建築工事に 2 年程度が必要であることから、遅くとも平成 25 年度中に実施設計を完了する必要があること。基本構想から基本計画、基本設計及び実施設計まで、他の自治体の例では通常 3 年程度を要していますが、2 年半程度に短縮したとしても、平成 23 年 9 月補正において基本構想に係る予算の計上と議決が必要であること。用地選定や買収などスケジュール面でのリスク要因を考慮すると、新たに土地を取得して新庁舎を建設することは困難であることなどが条件として挙げられ、この場合、1 ページ下段の四角の枠内のケース 1 とケース 2 の 2 つが現実的な案として考えられます。

ケース 1 の「日野川東部のサンドーム西側」の場合は、市議会において庁舎位置条例の特別多数議決（2/3）が必要であり、瓜生水と緑公園用地に建設する場合には、

都市計画決定の変更が必要で、国庫補助金返還の可能性もあります。

ケースの「現庁舎位置での建替」の場合は、市議会において新市建設計画の変更議決（1/2）が必要であります。

従って、2ページの上段の四角の枠内に記載した通り、基本構想の予算計上の期限である平成23年9月議会までに、建設の是非及び庁舎の位置について議会としての意思決定がなされなければ、合併特例債を活用した新庁舎建設は困難ということになります。

また、合併特例債を使用しない場合は、平成18年の「新庁舎建設検討報告書」のスケジュールを前提としますと、新庁舎建設基金への計画的な積立について、これまで毎年度概ね1.5億円程度の基金積立を継続してまいりましたが、2ページ下段の四角の枠内のケースの通り、厳しい財政状況の中でも、積立額を例えば2億円程度に増額し、かつ、起債償還額も毎年度2億円程度に抑制すると仮定するならば、基本構想の着手が平成34年頃、庁舎の完成が平成40年頃になる見込みであります。

次に、6ページの資料4の新庁舎建設に係る比較表については、からの3つのケースで建設場所、事業期間、建設時の財源、留意点等について比較検討を行ったものです。

ケースは、合併特例債を活用し、平成27年度までに日野川東部の市（土地開発公社）有地に移転する案であり、

ケースは、合併特例債を活用し、平成27年度までに現庁舎の

位置に建替える案であり、

ケース は、一般事業債を活用し、平成 34 年頃に事業に着手して、平成 40 年頃に日野川東部に移転する案であります。

まず、ケース の場合は、事業費が 69 億 94 百万円で、建設時に一般財源が 6 億 29 百万円必要となり、実質負担額の合計は、交付税措置があることから

31 億 37 百万円となります。

留意点としましては、

- ・ 合併協定内容を尊重することになる。
- ・ 合併特例債、交付税措置といった財政上のメリットが高い。
- ・ 庁舎の耐震化が早期に図られる。

などのメリットがある反面、

- ・ 現時点で、直ちに東部移転への市民の合意形成が図られるか不透明である。
- ・ 中心市街地の空洞化が一層進みかねない。
- ・ 新たに土地を取得して庁舎を建設することは困難であり、建設候補地が限られる。
- ・ 瓜生水と緑公園用地に建設する場合は、都市計画決定の変更が必要であり、国庫補助金返還の可能性もある。
- ・ 市議会で特別多数議決(2/3の同意)が必要である。

などの課題が挙げられます。

次に、ケース の場合は、今立総合支所の再整備に要する費用 3.5 億円も含め、事業費が 73 億 6 百万円で、建設時に一般財源が 7 億 46 百万円必要となり、実質負担額の合計は、交付税措置があることから

33 億 31 百万円となります。

留意点としましては、

- ・ 合併特例債、交付税措置といった財政上のメリットが高い。
- ・ 庁舎の耐震化が早期に図られる。
- ・ 中心市街地の活性化に寄与する。

などのメリットがある反面、

- ・ 合併協定内容に反する。
- ・ 今立総合支所の再整備が必要である。
- ・ 市議会で新市建設計画の変更(1/2の同意)が必要である。

などの課題が挙げられます。

次に、ケース の場合は、事業費が 79 億 24 百万円で、建設時に一般財源が 44 億 24 百万円必要となり、実質負担額の合計は、交付税措置がありませんので 90 億 21 百万円となります。

留意点としましては、

- ・ 合併協定内容を尊重することになる。

- ・時期的に、北陸新幹線の南越駅(仮称)の開業に向けたまちづくりに対応できる。
- ・中心市街地の活性化に10年以上取り組むことにより、東部移転への市民の理解が図られる可能性がある。

などのメリットがある反面、

- ・合併特例債、交付税措置といった財政上のメリットが受けられない。
- ・現庁舎の機能を平成40年頃まで維持する必要がある。
- ・将来的には、市議会で特別多数議決(2/3の同意)が必要となる。

などの課題が挙げられます。

なお、事業費の内訳につきましては、7ページの資料5の通りであります。

以上、ご説明しました通り、平成23年度から庁舎建設に係る起債制度が大きく変更されるため、庁舎建設時の一般財源の負担額が激減し、現在の庁舎建設基金残高に合併特例債を活用すれば、財政的に非常に有利な形で新庁舎の建設が可能となることが明らかとなりました。

今回の新庁舎の建設案については、1月末に総務省より制度変更

の情報を得たことから、変更の概要や変更に伴う影響等を分析した結果、速やかに議員の皆様に変更内容をお伝えする必要があると考え、現時点で検討可能と思われる2案を早急に取りまとめ、本日お示しをさせていただいた次第でございます。

併せて、合併協定内容を尊重し、健全財政を維持しつつ、中心市街地の活性化にも配慮しながら市民の合意形成を図り、着実に建設基金を積み立てて新庁舎を日野川東部に建設するという従来の方針を継続する案についても、概ね平成34年頃に事業に着手し、平成40年頃に庁舎が完成するとの具体的なスケジュールを提示させていただきました。

合併特例債の発行期限まであと5年間という、実に微妙なタイミングの現時点において、突然、総務省が平成23年度から起債制度の変更を行うこととなったため、議員の皆様方には、非常に限られた短い期間内でご議論をお願いすることとなってしまい、大変申し訳なく思いますが、何とぞ、新庁舎の建設問題について、本日お示しした資料を基に、3月と6月の議会で集中的に議論を深めていただき、議会としての合意形成を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。